

大野市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大野市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）に係る競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）以外の者を落札者とすることができる、最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 最低制限価格制度は、全ての工事及び委託業務（以下「工事等」という。）に係る競争入札に適用するものとする。

(最低制限価格)

第3条 契約担当者は、工事等に係る競争入札において、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

(最低制限価格の設定方法)

第4条 契約担当者は、工事等に係る最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める算出式により得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、設計額で除して得た割合とする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当者は、工事等を競争入札に付そうとするときは、あらかじめ当該入札に最低制限価格制度を適用する旨を明らかにしなければならない。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、予定価格以下の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年9月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札の公告又は通知

を行う競争入札については、この要領を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札の公告又は通知を行う競争入札については、この要領を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年8月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札の公告又は通知を行う競争入札については、この要領を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分		算出式、割合
工 事	全ての建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限基本価格 直接工事費+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9 +一般管理費等×0.68 ・最低制限価格 最低制限基本価格の割合+0.000%~1.000% の範囲内の調整係数（ランダム係数）（割合）

区 分		算出式、割合	
委 託 業 務	設計	<ul style="list-style-type: none"> ・積算に技術経費を用いていない場合 直接人件費+直接経費+その他原価の額×0.9 +一般管理費等×0.48 ・積算に技術経費を用いている場合 直接人件費+直接経費+技術経費×0.6 +諸経費×0.6 	
		建築 (監理委託 を含む)	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6 +諸経費×0.6
	測量 (用地測量を含む)		直接人件費+測量調査費+諸経費×0.48
	調査	地質調査	直接調査費+間接調査費×0.9 +解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.45
		補償調査	直接人件費+直接経費+その他原価の額×0.9 +一般管理費等×0.45
		道路・河川 環境調査等	直接人件費+直接経費+技術経費×0.6 +諸経費×0.6
	樹木等管理業務 水路清掃業務		0.80（割合）
	その他の委託業務		0.80（割合）